

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

世界の捕鯨を考える〈共同研究：捕鯨と環境倫理〉

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立民族学博物館 公開日: 2020-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸上, 伸啓 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009589

世界の捕鯨を考える

文・写真 岸上 伸啓

本共同研究の目的は、世界の捕鯨の現状および反捕鯨運動などといった捕鯨を取り巻く社会政治的状況や思想を把握することであった。そしてその最大の意義は、文化人類学者や社会学者、倫理学者、国際政治学者、獣医学者、動物保護運動家、ジャーナリストら異なる意見を持つ人たちが一堂に会し、捕鯨についての議論を3年半にわたって実施したことである。この共同研究の成果のいくつかを紹介したい。

捕鯨をめぐる大きな流れ

クジラ（多様な大型クジラやイルカ類の総称）の捕獲の開始は8000年以上も前にさかのぼる。人間はそれ以来、食料や原材料として鯨類を利用してきたが、世界各地で積極的に捕鯨を開始したのは温暖化が始まった紀元10世紀前後である。そして大航海時代から1960年代にかけておもに欧米人を中心に鯨油獲得を目的とした大型鯨類の商業捕鯨が実施された。

この人間と鯨類との関係が大きく変化しはじめたのは、1970年代である。1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議では、環境保護の視点から捕鯨の一時停止（モラトリアム）が提案され、捕鯨の歴史の上で大きな転換点となった。この会議以降、欧米の環境保護団体や動物保護団体による反捕鯨運動が盛んになり、1982年には国際捕鯨委員会（IWC）において大型鯨類13種の商業捕鯨の一時的な停止が決定された。その後、現在に至るまでIWCの枠内では商業捕鯨は再開できないままである。



ホッキョククジラを探すイヌピアットのハンター（2010年5月、アラスカ北西地域）。

世界の捕鯨の現状

世界の捕鯨は、便宜上、IWCの管轄下の捕鯨とそれ以外の捕鯨に分類することができる。IWCの管轄下にある捕鯨は、(1) ロシアやアラスカ、グリーンランド、カリブ海における先住民生存捕鯨、(2) 日本の調査捕鯨（1987年12月～2019年6月）、(3) IWCの捕鯨モラトリアムの決定に対して留保を表明したアイスランドやノルウェーの商業捕鯨である。

IWCの管轄外の捕鯨には、カナダ・イヌイットのホッキョククジラ漁やインドネシア・ラマレラ島民のマッコウクジラ漁、デンマーク領フェロー諸島民のゴンドウクジラ漁、日本や極北地域、カリブ海、オセアニアでのイルカ漁が存在している。また、現在の韓国では捕鯨は実施されていないが、混獲したクジラの肉を同国南部ウルサン地域では食べている。

上記の事例を検討した結果、全体的な傾向として商業捕鯨は衰退に向かっていて一方、先住民による捕鯨は先住民権や人権を具現したものとして、国際的承認のもと継続されていることが分かった。また、世界各地の先住民にとっては捕鯨の存続は食料獲得のみならず、文化的アイデンティティを保持し続けるためにも重要であることが判明した。さらに、現在の鯨類利用については、捕鯨など致死的な利用よりもホエールウォッチングや水族館での展示やイルカショーなど非致死的な利用が主流になっている。

クジラ・イメージの形成とメディア、反捕鯨団体

1960年代の欧米社会では、イルカなど鯨類の賢さやフレンドリーさを表すテレビ番組「わんぱくフリッパー」などが人気を博し、その影響は世界各地へと広がっていった。徐々に一般市民の間で美化され、神格化されたクジラのイメージが醸成されていったのである。このイメージの流布は、鯨類の保護活動の展開とも深く結びついている。

1980年ごろ以降になると、グリーンピースやWWF、シーシェパードなどが、創造されたクジラ・イメージを利用しながら反捕鯨運動をグローバルに展開するようになる。これによって捕鯨に反対する市民や政府（国家）がさらに増加した。このような流れのなかで、1990年代以降、IWCにおいても捕鯨問題（とくに商業捕鯨の再開）は科学的な根拠に基



ホエールウォッチング船（2017年8月、カナダ・バンクーバー島アラートベイ付近）。

づくよりもきわめて政治的な論争となり、IWCの枠組みのなかでは商業捕鯨の再開は困難となった。

動物福祉、動物の権利、環境倫理

反捕鯨運動の背後には、世界各地におけるクジラと人間の関係やクジラ観の歴史的变化とともに、動物に関する倫理的思想の変化が認められる。後者には「動物福祉」、「動物の権利」、「環境倫理」の考え方などがある。

ノルウェーや日本などの捕鯨推進国は、クジラの利用を前提として「動物福祉」を考慮し、痛みを与えず瞬殺する捕鯨技術を開発し、実践してきた。「動物の権利」は個々のクジラ（個体）の権利を強調する一方、「環境倫理」は特定の種のクジラと環境との関係を重んじる。クジラの個体に苦痛を与え、殺傷する捕鯨は「動物の権利」を侵害するものであるため、捕鯨は容認できないことになる。一方、「環境倫理」の視点に立てば、所与の環境システムのもとで特定種のクジラと環境との間で安定的な関係が保たれる場合は捕獲そのものを否定するわけではない。現在の反捕鯨団体の主張を見る限りは、「環境倫理」よりも「動物の権利」が思想的支柱の中心となっている。

日本の調査捕鯨とイルカ漁、商業捕鯨の再開

IWCのモラトリアムが採択されたのち、日本では1987年12月より2019年6月まで調査捕鯨が行われていた。この調査捕鯨は、商業捕鯨モラトリアム解除を目指し、1987年から日本鯨類研究所が共同船舶の捕鯨船団を用いて南極海で始め、1994年から北西太平洋でも開始した。さらに2002年からは小型捕鯨船を使用して沿岸でも実施してきた。2014年にはハーグの国際司法裁判所で、南極海での調査捕鯨は調査捕鯨の要件を満たしていないとの判決を受けたことは記憶に新しい。

日本の調査捕鯨は、共通の利権を持つ政・官・民の「エリート層が動員する社会運動」であり、その「捕鯨トライアングル」が権力基盤を維持する目的で捕鯨政策を推進していると指摘されてきたが、若松文貴（京都大学）は2007～2008年に共同船舶広報部（日本捕鯨協会）で実施した調査をもとに、政・官・民の三者が日常的に接触・連携し合い、捕鯨政策を維持してきたことを例証した。

また、日本では太地や和田浦、釧路、函館、鮎川などでツ

岸上 伸啓（さしがみ のぶひろ）

人間文化研究機構理事、国立民族学博物館学術資源研究開発センター教授（併任）。専門は文化人類学、北方先住民研究。編著書に『世界の捕鯨文化—現状・歴史・地域性』（国立民族学博物館調査報告SER149）（2019年）、『捕鯨の文化人類学』（成山堂書店 2012年）、著書に『クジラとともに生きる—アラスカ先住民の現在』（臨川書店 2014年）などがある。

チクジラやゴンドウクジラを対象とした小型沿岸捕鯨が行われてきたし、岩手県などではイルカ漁が行われており、鯨肉が流通してきた。2018年12月末、日本政府は国際捕鯨取締条約から離脱し、商業捕鯨を再開することを決定し、2019年7月1日から排他的経済水域内でのミンククジラやニタリクジラ、イワシクジラの捕獲を再開した。石川創（下関海洋科学アカデミー）は、今後日本の商業捕鯨が自立した産業として存続するためには、鯨肉の消費拡大と鯨肉流通量の増加が必須であると主張している。

日本とノルウェー、アイスランドの商業捕鯨の将来

2020年時点で大型鯨類を対象にした商業捕鯨を行っているおもな国は、日本とノルウェー、アイスランドである。それらの国の商業捕鯨の将来は、けっして明るくない。日本の場合は、政府の経済的支援を抜きにして採算性が確保できるかどうかの問題であり、ノルウェーの捕鯨継続は、アイスランドや日本へのミンククジラの食用鯨肉輸出の成否にかかっている。アイスランドの捕鯨の将来は、同国への観光客による鯨肉消費と日本への食用鯨肉の輸出に左右される。このようにこれら3カ国の商業捕鯨の将来は、日本国内の食用鯨肉の需要と密接に関係している。

環境問題と捕鯨・鯨類の将来

反捕鯨の立場をとる人びとや各国政府が増加しており、捕鯨の継続は社会・政治的にきわめて困難になりつつある。しかし、現在でも捕鯨に従事している人びとは存在しており、捕鯨や鯨肉食は彼らのアイデンティティの基盤の一部である。このため、彼らは捕鯨を続けることを希望し、存続のために尽力しているという事実を忘れてはならない。

さらに、地球温暖化による生態系の変化、残留性有機汚染物質や水銀類、プラスチック・ゴミなど海洋汚染がクジラの生息条件に悪影響を及ぼしつつある。この問題は、捕鯨に賛成・反対にかかわらず、すべての人間が取り組むべき問題である。

商業捕鯨の賛否については共通の結論に達することはできなかったが、今後も私たちは異なる立場や意見を越えて対話を続け、捕鯨や鯨類の将来に対し、具体的に何ができるか、何をすべきかを検討しつづけることが必要であると考えます。